⑵　第１号２⑵に同じ。
①　第１号２⑵①に同じ。
②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の施工経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑵③に同じ。
⑶　第１号２⑶に同じ。
３　総合評価に関する事項
⑴　第１号３⑴に同じ。
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑵①に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「カルバート工及び橋台工、ＲＣ橋脚工のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」
㋑　工事全般の施工計画
㋒　施工体制（施工体制評価点）
③～④　第１号３⑵③～④に同じ。
⑤　②㋐の「カルバート工及び橋台工、ＲＣ橋脚工のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　第１号３⑶に同じ。
⑷　⑵②㋐「カルバート工及び橋台工、ＲＣ橋脚工のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
⑸　第１号３⑸に同じ。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。
⑹　第１号４⑹に同じ。
①～②　第１号４⑹①～②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年５月９日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年５月14日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、これらの日時までに平成25年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。
５　その他
⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ。
６　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubu-Oudan Tomizawa IC improvement.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　圏央道利根川高架橋上部その２工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　茨城県猿島郡五霞町大福田地先
⑷　工事内容　利根川高架橋　Ａ橋（上り線）
橋種　鋼６径間連続細幅箱桁　約1,863ｔ
橋長　Ｌ＝460m　支間長　Ｌ＝79.1m＋70.0m＋70.0m＋80.0m＋80.0m＋79.1m　工場製作工　約1,863ｔ　工場塗装工　約21,400㎡　工場製品輸送工　１式　架設工（クレーンベント工法）１式　現場塗装工　約1,600㎡　合成床版工　約5,200㎡　橋梁付属物工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年10月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,863ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［施工計画］を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ。
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年２月14日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から圏央道利根川高架橋上部その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴①に同じ。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　第１号２⑴④に同じ。
④　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
ア）鈑桁橋
イ）３径間以下の箱桁橋
ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が60m以上であること。
㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。